

2024年7月10日
山陰中央テレビジョン放送株式会社

当社元社員による詐取・業務上横領事件に関する処分について

当社元社員による標記事件につきましては、関係者の皆様方に対し多大なご心配、ご迷惑をお掛けしましたこと、改めてお詫び申し上げます。当社といたしましては、本事件の重大さを鑑み、経営層の処分を以下の通り決定いたしましたので、お知らせします。

本事件を厳粛に受け止め、二度と同様の事案が発生しないよう、再発防止を引き続き徹底してまいります。

【処分の内容】

代表取締役社長	月額報酬の15%を2カ月減額
専務取締役	月額報酬の10%を2カ月減額
担当役員（当時）	月額報酬の8%を2カ月減額

以上